

管理用地課は、管理担当・用地境界担当の2担当があり、主に道路・水路の土地の管理に関する仕事をしています。管理担当では道路工事の申請など、道路・水路に関する各種申請の確認業務を行っています。用地境界担当では道路用地の買収や境界確定に関する業務を行っています。

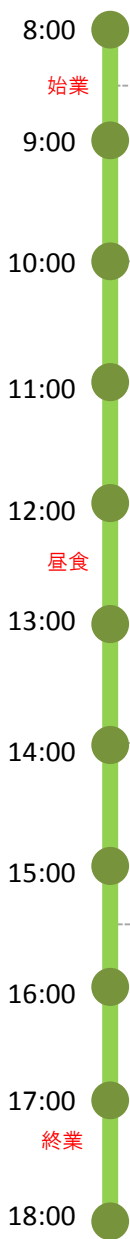


**名前 藤井 航史**  
入庁年2014年／5年目

## 木更津市発展の基盤づくり

私は用地境界担当として、用地取得や境界確定に関する業務に従事しています。地域発展に欠かせない道路整備に影ながら貢献し、それが目に見える形で市内に残るので、非常にやりがいがあります。

管理用地課は、土地に関連する幅広い知識を身に付けるだけでなく、達成感も味わうことが出来る職場です。



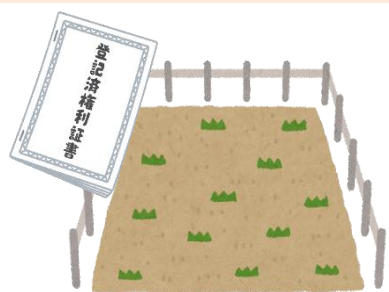
**8:30** 窓口業務  
始業後まもなくして、業者の方々が各種申請のために、終日を通して来庁します。他にも、市道の名称・幅員・境界に関する問い合わせがあるので、必要に応じて、当課備付資料を交付する等の対応を行います。

**10:00** 用地交渉  
道路の新設・拡幅に必要な土地の所有者を訪問します。土地を必要とする事業の説明や買収価格の提示等を行い、交渉が妥結すると契約締結となります。その後、買収した土地の権利を市の名義に変更する手続きを進めていきます。



**14:00** 境界立会  
窓口で受け付けた申請等に基づき、民地と市が管理する道路等との境界を確認するために現地立会を行います。関係者の同意が得られたら協議書を取り交わし、境界確定となります。

**15:30** 法務局調査  
用地交渉や境界確定を行う事前調査として、土地の権利や形状に関する調査を行います。また、土地の分割や権利変更の申請をすることもあります。



ひとこと:ますます発展していく木更津市で、是非一緒に働きましょう!!

